

○留置管理業務補勤者等教養実施要領

平成26年 7 月 4 日

留 管 第 6 2 3 号

警 察 本 部 長

留置管理業務補勤者等教養実施要領の制定について（通達）

埼玉県警察被留置者の留置に関する細則（平成26年埼玉県警察本部訓令第35号）及び埼玉県警察被留置者護送規程（平成13年埼玉県警察本部訓令第16号）に規定する看守補勤者及び護送補勤者に係る教養を効果的かつ斉一的に実施するため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成26年 8 月 1 日から実施することとしたので、適正な運用に努められない。

なお、留置業務補勤者等教養実施要領（平成16年留管第531号）は、廃止する。

別添

留置管理業務補勤者等教養実施要領

第1 教養種別

適正な留置管理業務を推進するため、看守補勤者（看守業務の補助に従事する警察官をいう。）、護送補勤者（護送業務の補助に従事する警察官をいう。）及び留置管理業務補助者（看守業務及び護送業務の補助に従事する女性の一般職員をいう。）（以下これらを「補勤者等」という。）に対して、次に掲げる教養（以下「補勤者等教養」という。）を実施する。

- (1) 看守補勤者教養 看守補勤者を対象にした教養
- (2) 護送補勤者教養 護送補勤者を対象とした教養
- (3) 留置管理業務補助者教養 留置管理業務補助者を対象とした教養
- (4) 留置管理業務補勤者教養 看守補勤者と護送補勤者を対象に同一の機会に実施する教養

第2 実施要領

(1) 教養責任者

補勤者等（交通部高速道路交通警察隊にあっては護送補勤者のみ。以下同じ。）教養の責任者は、総務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）並びに警察署長、副署長（交通部高速道路交通警察隊副隊長を含む。）及び留置主任官（以下「警察署長等」という。）とする。

(2) 教養実施担当者

教養実施担当者は、留置管理業務に関し、豊富な知識及び経験を有する、原則として巡査部長以上の階級にある警察官のうち、留置管理課長若しくは警察署長等が指定したもの又は埼玉県警察被留置者の留置に関する細則（平成26年埼玉県本部長訓令第35号）第17条の規定により留置業務指導員若しくは留置業務専務員として指定されているものとする。

(3) 教養対象者

教養対象者は、補勤者等として運用する者のうち、補勤者等教養実施日から過去2年以内に留置管理課長が実施する補勤者等教養又は警察署及び交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）における補勤者等教養を受講していないものとする。ただし、補勤者等教養実施日から過去2年以内に埼玉県警察教養計画に基づく看守専科教

養を受講した者及び留置担当官として勤務した者は、当該教養対象者から除く。

(4) 教養内容

補勤者等教養は、看守補勤者教養（別表１）、護送補勤者教養（別表２）、留置管理業務補助者教養（別表３）及び留置管理業務補勤者教養（別表４）を基準とし、所属の実情、教養対象者に係る留置管理業務の経験、知識等に応じて弾力的な運用（教養時間の延長又は短縮を含む。）とすること。

(5) 教養方法

必ずしも教養対象者全員に対する集合教養という形にとられる必要はなく、工夫して段階的な教養に努めること。

(6) 教養実施時期

補勤者等の指定は定期人事異動に合わせて見直すので、補勤者等教養についても定期人事異動後の適時に重点的に実施すること。

(7) 留置管理課長が実施する教養の積極的受講

留置管理課長が実施する補勤者等教養に職員を参加させることは、警察署等における補勤者等教養の斉一化及び教養実施負担の軽減の見地からも効果的であるので、教養対象者を積極的に受講させること。

なお、総務部留置管理課による派遣教養等についても可能な限り対応するので、連絡調整すること。

第３ その他

(1) 補勤者等の指定に当たっての留意事項

定期人事異動後、速やかに補勤者等の指定を見直し、その結果を埼玉県警察情報管理システムによる被留置者管理業務実施要領（平成元年埼例規第５号・留管・情管）の規定に基づく補勤者ファイルへ登録すること。

なお、看守補勤者については、真に看守補勤者として運用できる者を指定すること。

(2) 教養状況の管理

警察署長及び交通部高速道路交通警察隊副隊長は警察署等で実施した補勤者等教養受講状況を前記(1)の補勤者ファイルで管理しておくこと。

(3) 教養実施状況の報告

警察署等において、補勤者等教養を実施した際は、実施状況について留置管理課長を

経て報告すること。

実施日

この通達は、平成26年8月1日から実施する。

実地日（平成28年3月30日留管第279号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日（令和2年4月20日留管第316号）

この通達は、令和2年5月1日から実施する。

実施日（令和6年8月1日留管第640号）

この通達は、令和6年8月1日から実施する。